

足利銀行について

## (株) 足利銀行の概要

1. 本店所在地：栃木県宇都宮市桜 4 丁目 1 番 25 号

2. 役員：

取締役兼執行役頭取 池田 憲人（元 横浜銀行代表取締役 CFO）

取締役兼執行役 野村 光生

取締役 秋山 幹雄

社外取締役 築 郁夫（栃木県商工会議所連合会会長）

社外取締役 河内 悠紀（弁護士、元 大阪高等検察庁検事長）

執行役 取締役兼務を含め 9 名（18 年 6 月末現在）

3. 預金：43,104 億円

（地域銀行 112 行中 16 位、栃木県内シェア 44%）

4. 貸出金：31,991 億円

（地域銀行 112 行中 13 位、栃木県内シェア 44%）

5. 中小企業等取引：取引先数約 19 万 1 千件

（総貸出残高に占める中小企業等向け貸出割合 75.5%）

6. 自治体取引：栃木県下全市町・他県 1 市の指定金融機関

7. 行員数：2,180 名

8. 店舗数：150 店舗

注）県内シェアは、栃木県内に所在する預金取扱金融機関の在店舗ベース

# 足利銀行の経緯

(平成 15 年)

- 11 月 29 日 足利銀行より債務超過となる旨の報告、破綻の申出  
⇒ 金融危機対応会議開催、特別危機管理開始決定
- 12 月 1 日 特別危機管理開始決定を官報公告  
⇒ 預金保険機構が足利銀行の全株式を取得
- 16 日 新頭取が就任
- 25 日 社外を含む新役員が就任、新経営陣発足

(平成 16 年)

- 2 月 6 日 「経営に関する計画」を策定・公表
- 13 日 業務監査委員会及び内部調査委員会を設置
- 6 月 11 日 「経営に関する計画」を策定・公表  
⇒ 16 年 3 月期決算を踏まえた、収益計画を含む詳細な計画
- 28 日 定時株主総会 ⇒ 委員会等設置会社へ移行
- 8 月 23 日 預金保険機構（整理回収機構）が、不良債権の買取り（第 1 回）を実施
- 10 月 8 日 「業務及び財産の状況等に関する報告」を作成・公表  
（特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯等を取りまとめ）
- 12 月 1 日 「経営に関する計画の履行状況」（16 年 9 月期）を公表

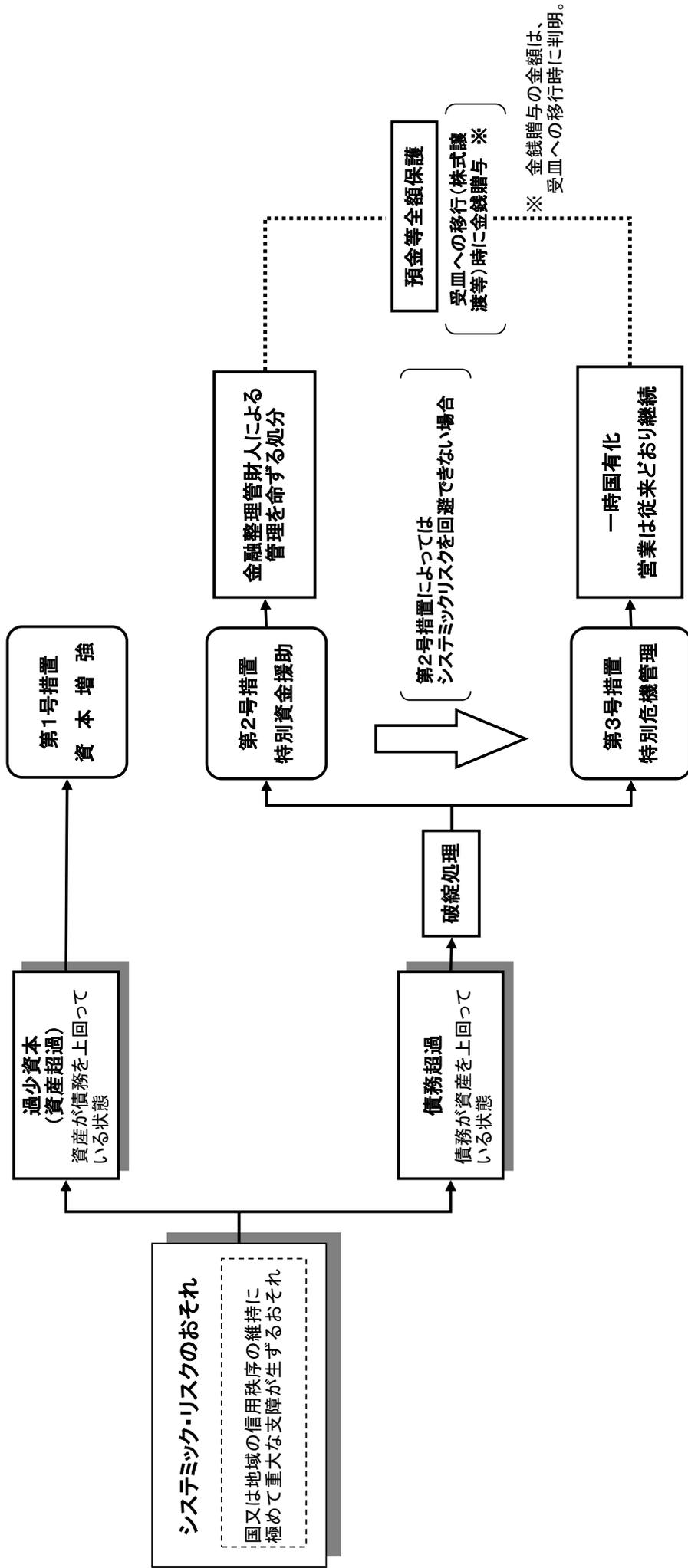
(平成 17 年)

- 2 月 4 日 元会長・頭取を含む旧取締役に対する民事提訴  
⇒ 損害賠償請求訴訟 3 件（不正融資 2 件、13 年 3 月期決算における違法配当 1 件）
- 3 月 22 日 預金保険機構（整理回収機構）が、不良債権の買取り（第 2 回）を実施
- 5 月 25 日 「経営に関する計画の履行状況」（17 年 3 月期）を公表
- 9 月 16 日 旧監査役、旧会計監査人に対する民事提訴  
⇒ 13 年 3 月期決算における違法配当に係る損害賠償請求訴訟
- 11 月 25 日 「経営に関する計画の履行状況」（17 年 9 月期）を公表

(平成 18 年)

- 2 月 6 日 預金保険機構（整理回収機構）が、不良債権の買取り（第 3 回）を実施
- 5 月 24 日 「経営に関する計画の履行状況」（18 年 3 月期）を公表

# 預金保険法第102条の仕組み



# 【預金保険法（抄）】

## 第七章 金融危機への対応

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第二百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

- 一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。）当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下第八八条の三までにおいて同じ。）とする銀行持株会社等（第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下第八八条の三までにおいて同じ。）が発行する株式の引受け（以下この章において「第一号措置」という。）

- 二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）

### 特別資金援助

### 資本増強

- 三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの 第一百十一条から第一百十九条までの規定に定める措置（以下この章において「第三号措置」という。）

### 特別危機管理

- 2 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。
- 3 第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第一項の支障を回避することができないと認める場合でなければ、行うことができない。
- 4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第五五条第一項又は第二項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

## 平成 15 年 11 月 29 日付諮問に対する答申

平成 15 年 11 月 29 日  
金融危機対応会議議長  
小泉 純一郎

本会議は、平成 15 年 11 月 29 日付で内閣総理大臣より「預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 102 条第 1 項に基づき、株式会社足利銀行について同項第 3 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、審議を求めらる」との諮問を受け、審議を行った結果、以下のとおり答申する。

本日、株式会社足利銀行から金融庁に対して、平成 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出があった。

同行は栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えていることなどから、同行について預金保険法第 102 条第 1 項に定める措置が講ぜられなければ、同項に規定する「当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められる。

さらに、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果している金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、「第 2 号措置によっては第 1 項の支障を回避することができない」（預金保険法第 102 条第 3 項）と認められる。

したがって、株式会社足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項第 3 号に定める措置を講ずる必要があると判断する。

## 内閣総理大臣の談話

平成 15 年 11 月 29 日

- 1 本日、株式会社足利銀行から金融庁に対して、平成 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がありました。
- 2 かかる状況を踏まえ、本日、金融危機対応会議を開催し、同会議での議を経て、足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。また同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われました。

同行については、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えており、更に同行の規模や、同県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、当該地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを回避するため、預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずることとしたものであります。
- 3 足利銀行においては、今後選任される新経営陣の下で、預金保険機構が 100%株式を所有する特別危機管理銀行として、適切な業務運営を確保しつつ、健全化に向けて経営改革を進めることとなります。また、預金払戻し等業務の継続のため資金が必要な場合には、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行より供給されるものと考えます。
- 4 こうした枠組みの下で、今回の特別危機管理開始決定後も、足利銀行においては、引き続き通常の営業が行われ、預金等負債については種類を問わず全額保護され、期日通り支障なく支払われます。また、融資面については、今後年末の金融繁忙期を迎えることにも配慮し、同行において、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応が図られることとなっています。

さらに、同行が業務を行っている地域の金融及び経済の安定に万全を期すため、速やかに関係省庁等連絡会議を設置することと致します。

預金者、取引先企業等の皆様におかれましては心配されることなく、冷静な対応をお願いいたします。
- 5 政府としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。